

別添2

平成19年度

〔 自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 9月30日 〕

第3期中間 個別・連結財務諸表

あなたに、ベスト・ウェイ。



第3期中間 決算報告書

目 次

【中間財務諸表等】

(1) 中間貸借対照表	1
(2) 中間損益計算書	3
(3) 中間株主資本等変動計算書	4

【中間連結財務諸表等】

(1) 中間連結貸借対照表	19
(2) 中間連結損益計算書	21
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	22
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	23

【中間財務諸表等】

(1)【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1		現金及び預金	22,733
2		高速道路事業営業 未収入金	51,951
3		未収入金	2,084
4		有価証券	80,988
5		仕掛道路資産等	334,925
6		その他	25,398
		貸倒引当金	31
		流動資産合計	518,049 70.0
固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
1 有形固定資産			
		(1) 機械及び装置	54,511
		(2) その他	34,450
	1	有形固定資産合計	88,961
2 無形固定資産			
		高速道路事業固定資産 合計	90,874 12.3
B 関連事業固定資産			
1 有形固定資産			
		(1) 土地	73,242
		(2) その他	17,631
	1	有形固定資産合計	90,873
2 無形固定資産			
		関連事業固定資産合計	90,954 12.3
C 各事業共用固定資産			
1 有形固定資産			
	1		20,850
2 無形固定資産			
		各事業共用固定資産 合計	22,805 3.1
D その他の固定資産			
1 有形固定資産			
	1		179
		その他の固定資産合計	179 0.0
E 投資その他の資産			
1 投資その他の資産			
			17,576
		貸倒引当金	795
		投資その他の資産合計	16,780 2.2
		固定資産合計	221,594 29.9
繰延資産			
			354 0.1
	2	資産合計	739,999 100.0

		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1		69,345	
2			
3		9,876	
4	4	7,582	
5		2,341	
6		47,822	
流動負債合計		136,969	18.5
固定負債			
1	2	184,587	
2		164,701	
3		42,618	
4		54,903	
5		7,784	
6		66	
7		3,901	
固定負債合計		458,561	62.0
負債合計		595,531	80.5
(純資産の部)			
株主資本			
1		52,500	7.1
2			
(1)		52,500	
(2)		6,293	
資本剰余金合計		58,793	7.9
3			
(1)			
別途積立金		11,854	
繰越利益剰余金		21,320	
利益剰余金合計		33,174	4.5
株主資本合計		144,468	19.5
評価・換算差額等			
新株予約権			
純資産合計		144,468	19.5
負債純資産合計		739,999	100.0

(2) 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%) (注)
高速道路事業営業損益				
1 営業収益			396,072	92.7
2 営業費用			364,605	85.3
高速道路事業営業利益			31,466	7.4
関連事業営業損益				
1 営業収益				
(1) 受託事業営業収益		24,724		
(2) 道路休憩所事業 営業収益		5,691		
(3) その他の事業営業収益		626	31,042	7.3
2 営業費用				
(1) 受託事業営業費		24,708		
(2) 道路休憩所事業営業費		3,033		
(3) その他の事業営業費		595	28,337	6.7
関連事業営業利益			2,704	0.6
全事業営業利益			34,171	8.0
営業外収益	1		902	0.2
営業外費用	2		588	0.1
経常利益			34,484	8.1
特別利益				
特別損失	4		91	0.0
税引前中間(当期)純利益			34,393	8.1
法人税、住民税及び 事業税		14,940		
法人税等調整額			14,940	3.5
中間(当期)純利益			19,453	4.6

(注) 百分比は、全事業営業収益(427,114百万円)を100とする比率であります。

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高 (百万円)	52,500	52,500	6,293	58,793	5,585	8,135	13,720	125,014
中間会計期間中の変動額								
別途積立金の積立					6,268	6,268		
中間純利益						19,453	19,453	19,453
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)					6,268	13,185	19,453	19,453
平成19年9月30日残高 (百万円)	52,500	52,500	6,293	58,793	11,854	21,320	33,174	144,468

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
平成19年3月31日残高 (百万円)			125,014
中間会計期間中の変動額			
別途積立金の積立			
中間純利益			19,453
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)			19,453
平成19年9月30日残高 (百万円)			144,468

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>				
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法に よっております。 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっ ております。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっ ております。 なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。 商品・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原 価法によっております。</p>				
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>構築物</td> <td>10～60年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～17年</td> </tr> </table> <p>なお、日本道路公団から承継 した資産については、上記耐用 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェ アについては、社内における利 用可能期間(5年)に基づいてお ります。</p>	構築物	10～60年	機械及び装置	5～17年
構築物	10～60年			
機械及び装置	5～17年			

当中間会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(追加情報)

当中間会計期間より、平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。

これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>
<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

当中間会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

- (3) 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で
均等償却しております。
ただし、第1期に計上されて
いたものについては、社債の
償還期限までの期間又は3年
のいずれか短い期間で均等償
却しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(有形固定資産における減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(役員退職慰労引当金の計上基準の変更)</p> <p>当社の役員退職慰労金は、従来、支給時に費用処理しておりましたが、当中間会計期間より内規に基づく中間期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>これは、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）が適用され、役員賞与について費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）が公表されたことを契機に、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員の在任期間に費用按分するものであります。</p> <p>これにより、当中間会計期間の発生額3百万円は、一般管理費に、過年度相当額14百万円は、特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、経常利益が3百万円、税引前中間純利益が18百万円減少しております。</p>

当中間会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

(受託事業における一般管理費の計上方法)

従来、受託事業における共通経費を一般管理費として計上してありましたが、受託事業の収益とそれに対応する費用をより合理的に対応させるため当中間会計期間より各期において売上原価に含めて計上することとしました。

この変更により、経常利益、税引前中間純利益が139百万円増加しております。

(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)

道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担金収入」に計上してありましたが、当中間会計期間より営業費用から控除する方法に変更しております。

この変更は、原因者負担工事に係る費用と原因者負担金を個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためであります。

この変更により、高速道路事業営業費用が414百万円減少し、高速道路事業営業利益が同額増加しておりますが、営業外収益が同額減少したため、経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

当中間会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間及び前事業年度において「現金及び預金」に含めて表示してありました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当中間会計期間より「有価証券」として表示しております。

なお、譲渡性預金の残高は、前中間会計期間末は10,000百万円、当中間会計期間末は20,000百万円、前事業年度末は15,000百万円であります。

前中間会計期間まで「その他引当金」に含めておりました「ETCマイレージサービス引当金」は、当中間会計期間において、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。

なお、前中間会計期間の「その他引当金」に含まれていた「ETCマイレージサービス引当金」は、6,505百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 28,323百万円
2	担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債185,000百万円(額面)の担保に供しております。
3	偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 9,452,347百万円 中日本高速道路(株) 46,534百万円 西日本高速道路(株) 789百万円 計 9,499,671百万円

当中間会計期間末
(平成19年9月30日)

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路
保有・債務返済機構 28,150百万円

日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路
保有・債務返済機構 16,699百万円

民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路
保有・債務返済機構 51,700百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が25,750百万円減少しております。

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			
1 営業外収益の主要項目			
	受取利息		30百万円
	有価証券利息		88百万円
2 営業外費用の主要項目			
	支払利息		485百万円
3 減価償却実施額			
	有形固定資産		7,749百万円
	無形固定資産		607百万円
4 減損損失			
<p>当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>ガソリンスタンド(関連事業固定資産(有形固定資産その他)24百万円)については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(24百万円)として計上しております。</p>			
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び 装置	13
新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び 装置	10
合計			24

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)													
(借主側)													
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及び 中間期末残高相当額													
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)										
高速道路事業 固定資産	328	165	163										
各事業共用 固定資産	653	135	517										
合計	982	301	680										
<p>未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高 相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>242百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>437百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>680百万円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費 相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>123百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>123百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p>				1年内	242百万円	1年超	437百万円	合計	680百万円	支払リース料	123百万円	減価償却費相当額	123百万円
1年内	242百万円												
1年超	437百万円												
合計	680百万円												
支払リース料	123百万円												
減価償却費相当額	123百万円												

当中間会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料	
1年内	537,606百万円
1年超	25,760,472百万円
合計	26,298,079百万円

(注) 1 . 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2 . 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。

道路資産以外の未経過リース料	
1年内	17百万円
1年超	34百万円
合計	52百万円

(有価証券関係)

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1		現金及び預金	34,222
2		高速道路事業営業 未収入金	51,949
3	4	未収入金	3,033
4		有価証券	81,442
5		仕掛道路資産等	335,019
6		その他	26,324
		貸倒引当金	31
		流動資産合計	531,960 70.0
固定資産			
1		有形固定資産	
		(1) 機械及び装置	55,093
		(2) 土地	86,322
		(3) その他	60,520
	1	有形固定資産合計	201,937 26.5
2		無形固定資産	4,239 0.6
3		投資その他の資産	
		(1) 投資その他の資産	22,754
		貸倒引当金	795
		投資その他の資産合計	21,958 2.9
		固定資産合計	228,135 30.0
		繰延資産	354 0.0
	2	資産合計	760,450 100.0

		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1		66,466	
2			
3		9,876	
4	4	9,173	
5		3,642	
6		49,929	
流動負債合計		139,087	18.3
固定負債			
1	2	184,587	
2		164,701	
3		42,618	
4		59,346	
5		7,784	
6		140	
7		4,905	
8		7,697	
固定負債合計		471,779	62.0
負債合計		610,867	80.3
(純資産の部)			
株主資本			
1		52,500	6.9
2		58,793	7.8
3		38,119	5.0
株主資本合計		149,412	19.7
評価・換算差額等			
1		0	0.0
評価・換算差額等合計		0	0.0
新株予約権			
少数株主持分			
		169	0.0
純資産合計		149,582	19.7
負債純資産合計		760,450	100.0

(2) 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)
営業収益			432,354	100.0
営業費用				
1 道路資産賃借料		266,554		
2 高速道路等事業管理費 及び売上原価		100,861		
3 販売費及び一般管理費	1	28,593	396,008	91.6
営業利益			36,346	8.4
営業外収益				
1 受取利息		134		
2 土地物件貸付料		224		
3 持分法による投資利益		465		
4 原因者負担収入				
5 固定資産受贈益		230		
6 その他		482	1,536	0.3
営業外費用				
1 支払利息		488		
2 その他		117	605	0.1
経常利益			37,276	8.6
特別利益	2		25	0.0
特別損失	3 4		97	0.0
税金等調整前 中間(当期)純利益			37,204	8.6
法人税、住民税及び事業税		15,919		
法人税等調整額		56	15,862	3.7
少数株主損失			16	0.0
中間(当期)純利益			21,358	4.9

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				評価・換算 差額等	新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金			
平成19年3月31日残高 (百万円)	52,500	58,793	16,760	128,054			278	128,333
中間連結会計期間中の 変動額								
中間純利益			21,358	21,358				21,358
株主資本以外の項目 の中間連結会計期間 中の変動額(純額)					0		108	109
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)			21,358	21,358	0		108	21,249
平成19年9月30日残高 (百万円)	52,500	58,793	38,119	149,412	0		169	149,582

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー		
税金等調整前中間(当期)純利益		37,204
減価償却費		8,451
減損損失		24
持分法による投資利益		465
退職給付引当金の増減額 (減少：)		319
賞与引当金の増減額(減少：)		421
貸倒引当金の増減額(減少：)		58
受取利息及び受取配当金		136
支払利息		3,216
固定資産売却損		3
固定資産除却損		255
売上債権の増減額(増加：)		1,865
たな卸資産の増減額(増加：)	2	55,617
仕入債務の増減額(減少：)		32,614
その他		76
小計		37,052
利息及び配当金の受取額		104
利息の支払額		2,959
法人税等の還付額		4,183
法人税等の支払額		1,792
営業活動による キャッシュ・フロー		37,517

		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		2,400
定期預金の払戻による収入		5,520
固定資産の取得による支出		6,240
固定資産の売却による収入		84
有価証券の取得による支出		49,959
有価証券の売却による収入		41,996
投資有価証券の取得による支出		410
投資有価証券の売却による収入		95
連結範囲の変更を伴う子会社 株式の取得による収入		1,837
営業譲受等による支出		
その他		37
投資活動による キャッシュ・フロー		9,514
財務活動による キャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (減少：)		284
長期借入れによる収入		70,000
長期借入金の返済による支出	2	29,927
道路建設関係社債の発行に よる収入		19,848
その他		
財務活動による キャッシュ・フロー		59,637
現金及び現金同等物に係る 換算差額		0
現金及び現金同等物の増減額		12,605
現金及び現金同等物の 期首残高		52,417
新規連結に伴う現金及び 現金同等物の増加高		
非連結子会社との合併に伴 う現金及び現金同等物の増 加高		144
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	65,167

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 14社 連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ・エンジニアリング関東 (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・トール関東 (株)ネクスコ・トール北関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ東日本パトロール 東日本ハイウェイ・パトロール(株) (株)ネクスコ・サポート北海道 (株)東関東 連結子会社のうち、(株)ネクスコ・トール北関東については、当中間連結会計期間において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。 東日本ハイウェイ・パトロール(株)は、新たに株式を取得したことにより当中間連結会計期間末より連結子会社に含めることとし、(株)東関東は、持分比率増加等により当中間連結会計期間末より連結子会社に含めることとしております。 なお、東日本ハイウェイ・パトロール(株)及び(株)東関東については、支配獲得日を当中間連結会計期間末とみなしているため、中間貸借対照表のみを連結しております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	
<p>(2) 非連結子会社の数</p>	<p>6社</p>
<p>非連結子会社の名称</p> <p>(株)ウェイザ 関越道路サービス(株) 常磐ハイウェイ・サービス (株)他</p>	
<p>(非連結子会社について連結の範囲から除いた理由)</p> <p>非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	
<p>2 持分法の適用に関する事項</p>	
<p>(1) 持分法適用の関連会社数</p>	
	<p>4社</p>
<p>会社等の名称</p> <p>東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所</p> <p>なお、(株)高速道路総合技術研究所については、当中間連結会計期間において共同新設分割により設立したことから、持分法適用関連会社に含めることとしております。</p>	
<p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(株)ウェイザ他)及び関連会社(奥羽道路サービス(株)他)は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	

<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>
<p>(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 東日本道路サービス(株) 関連会社としなかった理由 東日本道路サービス(株)は、当社の子会社が議決権の20%以上を所有しているものの、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができないため、関連会社としておりません。</p>
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、(株)ネクスコ・メンテナンス東北については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と同一であります。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 10年～60年

機械及び装置 5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(追加情報)

一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

（追加情報）

当社は、当中間連結会計期間より、平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。

これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、第1期に計上されたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
(有形固定資産における減価償却方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

(役員退職慰労引当金の計上基準の変更)

当社の役員退職慰労金は、従来、支給時に費用処理しておりましたが、当中間連結会計期間より内規に基づく中間期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

これは、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)が適用され、役員賞与について費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員の在任期間に費用按分するものであります。

これにより、当中間連結会計期間の発生額3百万円は、販売費及び一般管理費に、過年度相当額14百万円は、特別損失に計上しております。

この変更により、経常利益が3百万円、税金等調整前中間純利益が18百万円減少しております。

(受託事業における一般管理費の計上方法)

従来、受託事業における共通経費を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、受託事業の収益とそれに対応する費用をより合理的に対応させるため当中間連結会計期間より各期において売上原価に含めて計上することとしました。

この変更により、経常利益、税金等調整前中間純利益が139百万円増加しております。

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)

道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担収入」に計上しておりましたが、当中間連結会計期間より、営業費用から控除する方法に変更しております。

この変更は、原因者負担工事に係る費用と原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態を適切に表示するためであります。

この変更により、高速道路等事業管理費は414百万円減少し、営業利益は同額増加しておりますが、営業外収益は同額減少したため、経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間及び前連結会計年度において「現金及び預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当中間連結会計期間より「有価証券」として表示しております。

なお、譲渡性預金の残高は、前中間連結会計期間末は10,000百万円、当中間連結会計期間末は20,000百万円、前連結会計年度末は15,000百万円であります。

前中間連結会計期間まで「その他引当金」に含めておりました「ETCマイレージサービス引当金」は、当中間連結会計期間において、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。

なお、前中間連結会計期間の「その他引当金」に含まれていた「ETCマイレージサービス引当金」は、6,505百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「原因者負担収入」(当中間連結会計期間52百万円)は、当中間連結会計期間において、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益「その他」に含めて表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 29,947百万円
2	担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債185,000百万円(額面)の担保に供しております。
3	偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 9,452,347百万円 中日本高速道路(株) 46,534百万円 西日本高速道路(株) 789百万円 計 9,499,671百万円

当中間連結会計期間末
(平成19年9月30日)

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路
保有・債務返済機構 28,150百万円

日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路
保有・債務返済機構 16,699百万円

民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路
保有・債務返済機構 51,700百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が25,750百万円減少しております。

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収入金」及び流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000			105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	
1	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	現金及び預金勘定 34,222百万円
	預入期間が3か月を超える定期預金 105百万円
	MMF、3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券) 31,050百万円
	現金及び現金同等物 65,167百万円
2	財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 29,927百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 25,750百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 55,617百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額24,935百万円が含まれております。

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)																
(借主側)																
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額、減 損損失累計額相当額及び中間期 末残高相当額																
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)												
有形固定 資産その 他(工具、 器具及び 備品)	1,153	346	19	787												
有形固定 資産その 他(車両 運搬具)	48	26		21												
合計	1,202	373	19	809												
<p>未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高 相当額等</p> <p>未経過リース料中間期末残高 相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>288百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>532百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>821百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損 11百万円 勘定中間期末残高</p> <p>未経過リース料中間期末残 高が有形固定資産の中間期 末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法に より算定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額及び減価償却 費相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>142百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘 定の取崩額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>139百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数と し、残存価額を零とする定額 法によっております。</p>					1年内	288百万円	1年超	532百万円	合計	821百万円	支払リース料	142百万円	リース資産減損勘 定の取崩額	3百万円	減価償却費相当額	139百万円
1年内	288百万円															
1年超	532百万円															
合計	821百万円															
支払リース料	142百万円															
リース資産減損勘 定の取崩額	3百万円															
減価償却費相当額	139百万円															

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)

2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料	
1年内	537,606百万円
1年超	25,760,472百万円
合計	26,298,079百万円

(注) 1 . 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2 . 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。

道路資産以外の未経過リース料	
1年内	22百万円
1年超	49百万円
合計	72百万円

(有価証券関係)

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	50,743	50,743	0
(2) 社債			
(3) その他	10,996	10,995	1
計	61,739	61,739	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	32	53	21
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債	530	557	27
その他			
(3) その他	968	941	26
計	1,531	1,553	21

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	20,000
その他有価証券	
非上場株式	88
その他	277
非連結子会社及び関連会社株式	13,076

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	396,354	24,724	10,648	626	432,354		432,354
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	146				146	(146)	
計	396,501	24,724	10,648	626	432,501	(146)	432,354
営業費用	364,644	24,708	6,205	595	396,153	(144)	396,008
営業利益	31,857	15	4,443	31	36,347	(1)	36,346

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,422.97円
1株当たり 中間純利益金額	203.41円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
中間(当期)純利益(百万円)	21,358
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	21,358
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	149,582
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	169
(うち少数株主持分)	(169)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	149,412
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数(千株)	105,000

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。